

佐久大学・佐久大学信州短期大学部における 競争的研究費に係る間接経費の取扱方針

令和4年4月1日制定

1. 目的

この取扱方針は、佐久大学・佐久大学信州短期大学部（以下「本学」という。）における競争的研究費の間接経費の取扱いについて、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」（令和3年10月1日改正「競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ」（以下「共通指針」という。))の趣旨に基づき、その取扱いの基本的な方針を定めるものである。

2. 定義

この取扱方針において間接経費とは、競争的研究費により行われる研究を実施するために必要なものとして研究者が使用する直接経費に対して一定比率で手当され、競争的研究費による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、本学が使用する経費をさす。

2 競争的研究費とは、文部科学省、厚生労働省、農林水産省等の省庁及びそれらの機関が所管する独立行政法人等から配分される公募型の研究費をさす。

3. 間接経費運用の基本方針

- (1) 間接経費は、共通指針等の趣旨に基づき、本学の研究の質の向上に寄与するように効率的かつ効果的に活用し、円滑な運用に努めるものとする。
- (2) 間接経費は、共通指針及び競争的研究費の配分機関（以下「配分機関」という。）の定め及び本学諸規程等に基づき、本学学長の責任の下、計画的かつ適正に執行し、使途の透明性を確保する。
- (3) 複数の競争的研究費を獲得した場合は、配分機関の制約がない限り、これらの競争的研究費に係る間接経費をまとめて効率的かつ柔軟に使用するものとする。

4. 間接経費の額

間接経費は、直接経費の30%に当たる額とする。ただし、配分機関に特段の定めがある場合は、その定めによるものとする。

5. 間接経費の使途

- (1) 間接経費の使途は、研究の実施に伴う本学の研究管理に必要な経費の他、競争的研究費を獲得した研究者の研究開発環境の改善や本学全体の研究機能の向上に活用するために必要となる経費に充当する。

具体的な使途は、共通指針（別表1）に準拠して、学長が決定する。

- (2) 学長は、間接経費の使途について本学の教職員に周知するものとする。

6. 実績報告

学長は、共通指針の定めに基づき、毎年度の間接経費使用実績等を配分機関の定めに従い、当該機関に報告する。

7. 附則

- (1) この取扱方針は、共通指針の改正等により適宜見直しを行う。
- (2) この取扱方針に定めのない事項については、学長が決定する。
- (3) 取扱方針の改廃は、佐久学園協議会において行う。

間接経費の主な使途の例示

競争的研究費による研究の実施に伴う被配分機関の管理等に必要な経費（「3. 間接経費導入の趣旨」参照）のうち、以下のものを対象とする。

（1）管理部門に係る経費

（ア）管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

（イ）管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費
など

（2）研究部門に係る経費

（ウ）共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

（エ）当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費、論文投稿料（論文掲載料）

（オ）特許関連経費

（カ）研究機器・設備（※）の整備、維持及び運営に係る経費

※研究棟、実験動物管理施設、研究者交流施設、設備、ネットワーク、大型計算機（スパコンを含む）、大型計算機棟、図書館、ほ場
など

（3）その他の関連する事業部門に係る経費

（キ）研究成果展開事業に係る経費

（ク）広報事業に係る経費

など

※上記以外であっても、競争的研究費を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、研究機関の長が必要な経費と判断した場合、執行することは可能である。

なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。